



島根県報

令和8年3月27日（金）

第 7 0 5 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

職員及び職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則	（人 事 課）	4
島根県芸術文化センター条例施行規則の一部を改正する規則	（文化国際課）	4
食品衛生法施行細則の一部を改正する規則	（薬事衛生課）	5
島根県漁業振興資金融資規則の一部を改正する規則	（沿岸漁業振興課）	6
島根県産業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則	（産業振興課）	6
島根県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則	（建築住宅課）	8

【告 示】

地方税の収納事務の委託の解除	（税 務 課）	9
地方税等の収納事務の委託	（ 〃 ）	10
島根県国民健康保険条例の規定により知事が定める国民健康保険事業費納付金の算定に必要な数の一部改正	（健康推進課）	11
島根県保育士試験規程の一部改正	（子ども・子育て支援課）	12
農地を利用する権利の設定に関する裁定（2件）	（農業経営課）	14
家畜人工授精師養成講習会規程の一部改正	（畜 産 課）	15
土地改良区の定款変更の認可	（農村整備課）	15
換地処分（4件）	（ 〃 ）	15
解除予定保安林	（森林整備課）	16
知事管理漁獲可能量の設定（2件）	（水 産 課）	16
漁船損害等補償法の規定による付保義務の発生	（ 〃 ）	18
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出（5件）	（中小企業課）	18
島根県中小企業制度融資要綱の一部改正	（ 〃 ）	24
島根県企業立地促進資金融資要綱の一部改正	（ 〃 ）	25
島根県ソフト産業等立地促進資金融資要綱の一部改正	（ 〃 ）	25
島根県中小企業育成振興資金融資要綱の一部改正	（ 〃 ）	25
島根県まち・ひと・しごと創生資金融資要綱の一部改正	（ 〃 ）	26
解体工事業者登録簿閲覧規程の一部改正	（土木総務課）	26
電線共同溝を整備すべき道路の指定	（道路維持課）	28

【訓 令】

布部ダム操作規則の一部改正	（河 川 課）	28
---------------	---------	----

【公 告】

基本測量の実施	（技術管理課）	28
公共測量の実施	（ 〃 ）	29

公共測量の終了（5件）	（ 〃 ）	29
開発行為に関する工事の完了	（都 市 計 画 課）	31
【特定調達公告】		
島根県立中央病院緊急車両等運行管理業務委託に係る一般競争入札の落札者等	（病 院 局）	31
【教委規則】		
島根県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則を廃止する規則	（教育庁総務課）	31
島根県立八雲立つ風土記の丘条例施行規則の一部を改正する規則	（文 化 財 課）	32
島根県立古代出雲歴史博物館条例施行規則の一部を改正する規則	（ 〃 ）	32
【警本告示】		
島根県警察が取り扱う手数料の徴収事務の委託	（警 察 本 部）	34
【雑 報】		
公営住宅法の規定による松江市営住宅及び共同施設の管理の実施	（建 築 住 宅 課）	35
公営住宅法の規定による隠岐の島町営住宅及び共同施設の管理の実施	（ 〃 ）	35
【正 誤】		
令和7年3月28日付け島根県報号外第30号中	（教育庁総務課）	36
令和7年3月28日付け島根県報号外第30号中	（人 事 委 員 会）	37

公布された条例等のあらまし

◇職員及び職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則（規則第15号）

1 規則の概要

上席団体検査監及び職業訓練指導専門幹の職を新たに設けることとした。（別表関係）

2 施行期日

令和8年4月1日から施行することとした。

◇島根県芸術文化センター条例施行規則の一部を改正する規則（規則第16号）

1 規則の概要

次の設備の削除（別表関係）

種別	品名
映写設備	35ミリ映写機

2 施行期日

令和8年4月1日から施行することとした。

◇食品衛生法施行細則の一部を改正する規則（規則第17号）

1 規則の概要

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例の施行等に伴う様式の整理（様式第15号・様式第17号関係）

2 施行期日

令和8年4月1日から施行することとした。

◇島根県漁業振興資金融資規則の一部を改正する規則（規則第18号）

1 規則の概要

漁業活性化資金、基幹漁業経営安定化資金及び長期漁船建造資金に係る融資利率を改めることとした。（別表関係）

2 施行期日

令和8年4月1日から施行することとした。

◇島根県産業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則（規則第19号）

1 規則の概要

(1) 設備機器の使用料の新設（別表第1関係）

島根県産業技術センター

設備機器の種類	使用料の額
食品関連機器	
連続式アクアガス処理装置	1時間につき 3,500円

(2) 島根県産業技術センターの強度（圧縮・曲げ）試験器、高周波誘導真空溶解試験装置、油圧サーボ式材料強度試験機、高温摩擦摩耗試験機、塩水噴霧・キャス試験器、電界放出形走査電子顕微鏡、炉前溶湯管理装置（CEメーター）、溶解実験装置及びシャルピー衝撃試験機（機械・金属関連機器）に係る使用料の廃止（別表第1関係）

(3) 分析等に係る手数料の額の改定（別表第2関係）

機械器具等試験

分析等の種類	分析等の内容	手数料の額	
		改正前	改正後
機械器具等精密測定	三次元座標測定機による測定	1件1時間までごとに 8,050円	1件1時間までごとに 8,840円

2 施行期日

令和8年4月1日から施行することとした。

◇島根県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則（規則第20号）

1 規則の概要

島根県営住宅条例の一部を改正する条例の施行に伴う様式の整備（様式第1号その1関係）

2 施行期日

令和8年4月1日から施行することとした。

規 則

職員及び職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月27日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第15号

職員及び職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

職員及び職員の職の設置に関する規則（昭和31年島根県規則第85号）の一部を次のように改正する。

別表中「副指導監査監」を	「副指導監査監 上席団体検査監」	に、	「企業診断員 職業訓練指導員 司 書 一等航海士」	を	「企業診断員 職業訓練指導専門幹 職業訓練指導員 司 書 一等航海士」	に改
--------------	---------------------	----	------------------------------------	---	---	----

める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

島根県芸術文化センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月27日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第16号

島根県芸術文化センター条例施行規則の一部を改正する規則

島根県芸術文化センター条例施行規則（令和2年島根県規則第37号）の一部を次のように改正する。

別表中

書画カメラ	1台	1,560円	
35ミリ映写機	1台	11,000円	

を

「

書画カメラ	1台	1,560円	
-------	----	--------	--

に改める。」

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月27日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第17号

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

食品衛生法施行細則（令和3年島根県規則第40号）の一部を次のように改正する。

第15号様式表面中「食管・食監」を「食監・食管」に、「自動販売機の型番」を「自動販売機、全自動調理機の型番」に改め、同様式裏面中

「

飲食店のうち簡易飲食店営業の施設	<input type="checkbox"/>	生食用食肉の加工又は調理を行う施設
ふぐの処理を行う施設		

を」

「

飲食店のうち簡易飲食店営業の施設	<input type="checkbox"/>	飲食店のうち従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する営業
ふぐの処理を行う施設	<input type="checkbox"/>	生食用食肉の加工又は調理を行う施設

に改める。」

第17号様式表面中「食管・食監」を「食監・食管」に、「自動販売機の型番」を「自動販売機、全自動調理機の型番」に改め、同様式裏面中

「

飲食店のうち簡易飲食店営業の施設	<input type="checkbox"/>	生食用食肉の加工又は調理を行う施設
ふぐの処理を行う施設		

を」

「

飲食店のうち簡易飲食店営業の施設	<input type="checkbox"/>	飲食店のうち従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する営業
ふぐの処理を行う施設	<input type="checkbox"/>	生食用食肉の加工又は調理を行う施設

に改める。」

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の食品衛生法施行細則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するものうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

島根県漁業振興資金融資規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月27日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第18号

島根県漁業振興資金融資規則の一部を改正する規則

島根県漁業振興資金融資規則（平成12年島根県規則第102号）の一部を次のように改正する。

別表漁業活性化資金の項中「1.7パーセント」を「1.9パーセント」に改め、同表基幹漁業経営安定化資金の項中「1.3パーセント」を「1.45パーセント」に改め、同表長期漁船建造資金の項中「1.8パーセント」を「2.6パーセント」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の島根県漁業振興資金融資規則の規定は、この規則の施行の日以後の知事の認定に係る融資について適用し、同日前の知事の認定に係る融資については、なお従前の例による。

島根県産業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月27日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第19号

島根県産業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則

島根県産業技術センター条例施行規則（平成13年島根県規則第85号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の表中

造粒装置	1時間につき	120円
強度（圧縮・曲げ）試験器	1時間につき	90円

を

「

造粒装置	1時間につき	120円
------	--------	------

に、

「

マルチ皮膚計測装置	1時間につき	220円
-----------	--------	------

を

「

マルチ皮膚計測装置	1時間につき	220円
連続式アクアガス処理装置	1時間につき	3,500円

に、

「

データ収集システム	1時間につき	50円
-----------	--------	-----

」

高周波誘導真空溶解試験装置	1時間につき	2,440円	を
油圧サーボ式材料強度試験機	1時間につき	1,660円	

「

データ収集システム	1時間につき	50円	に、
-----------	--------	-----	----

「

集束イオンビーム加工装置	1時間につき	3,840円	を
高温摩擦摩耗試験機	1時間につき	1,160円	

「

集束イオンビーム加工装置	1時間につき	3,840円	に、
--------------	--------	--------	----

「

レーザーフラッシュ型熱伝導率測定装置	1時間につき	1,760円	を
塩水噴霧・キャス試験器	1時間につき	200円	

「

レーザーフラッシュ型熱伝導率測定装置	1時間につき	1,760円	に、
--------------------	--------	--------	----

「

酸素窒素水素同時分析装置	1時間につき	3,860円	を
電界放出形走査電子顕微鏡	1時間につき	2,890円	

「

酸素窒素水素同時分析装置	1時間につき	3,860円	に、
--------------	--------	--------	----

「

過渡熱抵抗測定装置	1時間につき	1,220円	を
炉前溶湯管理装置（CEメーター）	1時間につき	160円	

「

過渡熱抵抗測定装置	1時間につき	1,220円	に、
-----------	--------	--------	----

「

並列計算モジュール	1時間につき	160円	を
溶解実験装置	1時間につき	2,470円	

「

並列計算モジュール	1時間につき	160円	に、
-----------	--------	------	----

「

2次元レーザー加工機	1時間につき	1,910円
シャルピー衝撃試験機	1時間につき	50円

を

」

「

2次元レーザー加工機	1時間につき	1,910円
------------	--------	--------

に改める。

」

別表第2の6の項第1号中「8,050円」を「8,840円」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

島根県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月27日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第20号

島根県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

島根県営住宅条例施行規則（昭和37年島根県規則第64号）の一部を次のように改正する。

「

様式第1号その1表面中

<input type="checkbox"/> 60歳以上・ <input type="checkbox"/> 身体障害者・ <input type="checkbox"/> 精神障害者・ <input type="checkbox"/> 知的障害者・ <input type="checkbox"/> 戦傷病者・ <input type="checkbox"/> その他（	）	を
---	---	---

」

「

<input type="checkbox"/> 60歳以上 <input type="checkbox"/> 身体障害者 <input type="checkbox"/> 精神障害者 <input type="checkbox"/> 知的障害者 <input type="checkbox"/> 戦傷病者 <input type="checkbox"/> その他（	）	に、「多子世帯」を「子育て世帯」に、
--	---	--------------------

」

「裁判所の保護命令書の写し又は島根県女性相談センター所長等の証明」を「島根県女性相談センター所長等の証明又は裁判所の保護命令書の写し」に改め、同様式裏面中「多子世帯」を「子育て世帯」に、「18歳未満の児童3人以上」を「18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者」に、

「

DV被害者	次のいずれかに該当する方 ア 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止等法」という。）第3条第3項第3号（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）及び第4項の規定による一時保護（一時保護委託を含む。）を受けている者 イ 配偶者からの暴力のため母子生活支援施設に入所している者 ウ アの一時保護（一時保護委託を含む。）が終了した日又はイの施設を退所した日から起算して5年を経過していない者 エ 配偶者暴力防止等法第10条第1項又は第10条の2（これらの規定を配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定に	ア～ウに該当する場合は、女性相談センター所長又は母子生活支援施設長の証明 エに該当する場合は、裁判所の保護命令書の写し
-------	---	--

」

	より裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの	
--	--	--

を

DV被害者	次のいずれかに該当する方 ア 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止等法」という。）第3条第3項第3号（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）及び第4項の規定による一時保護（一時保護委託を含む。）を受けている者 イ 配偶者からの暴力のため女性自立支援施設又は母子生活支援施設に入所している者 ウ アの一時保護（一時保護委託を含む。）が終了した日又はイの施設を退所した日から起算して5年を経過していない者 エ 配偶者暴力防止等法第10条第1項又は第10条の2（これらの規定を配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの オ 女性相談支援センター、配偶者暴力相談支援センターその他の配偶者暴力を受けた者の支援を行う機関又は配偶者暴力防止等法第3条第6項に規定する活動を行う民間の団体から配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書その他の書面の発行を受けた者	ア、イ、ウ又はオに該当する場合は、島根県女性相談センター所長、母子生活支援施設長等の証明 エに該当する場合は、裁判所の保護命令書の写し
-------	---	--

に改める。

附 則

（施行期日）

- この規則は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- この規則による改正前の島根県営住宅条例施行規則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するもののうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

告 示

島根県告示第166号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）第1条の規定による改正前の地方自治法施行令第158条の2第1項の規定による地方税の収納事務の委託を解除したので、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第31条の3第2項の規定により告示する。

令和8年3月27日

島根県知事 丸 山 達 也

- 委託を解除した歳入の種類
次に掲げる島根県税等

- (1) 自動車税
- (2) 自動車税種別割
- (3) 個人の事業税
- (4) 不動産取得税
- (5) 鉱区税
- (6) 軽油引取税
- (7) 県たばこ税
- (8) ゴルフ場利用税
- (9) 産業廃棄物減量税
- (10) 法人の県民税
- (11) 法人の事業税（地方法人特別税及び特別法人事業税を含む。）

2 委託を解除した者の名称等

委託を解除した者の住所及び名称	委託を解除した事務の内容	委託の解除年月日
東京都江東区豊洲三丁目3番3号 株式会社NTTデータ	収納金及び収納情報の取りまとめ、県が指定する金融機関への収納金払込み及び県への収納情報の送付	令和8年2月8日
東京都千代田区二番町8番地8 株式会社セブン-イレブン・ジャパン	直営店及び加盟店における島根県税等の収納事務	令和8年2月8日
東京都品川区大崎一丁目11番2号 株式会社ローソン	直営店及び加盟店における島根県税等の収納事務	令和8年2月8日
東京都豊島区東池袋三丁目1番1号 株式会社ファミリーマート	直営店及び加盟店における島根県税等の収納事務	令和8年2月8日
東京都千代田区岩本町三丁目10番1号 山崎製パン株式会社	直営店及び加盟店における島根県税等の収納事務	令和8年2月8日
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番1号 ミニストップ株式会社	直営店及び加盟店における島根県税等の収納事務	令和8年2月8日
広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1 株式会社ポプラ	直営店及び加盟店における島根県税等の収納事務	令和8年2月8日
東京都港区港南一丁目8番27号 株式会社しんきん情報サービス	マルチメディアキオスク端末を設置している加盟店における島根県税等の収納事務	令和8年2月8日

島根県告示第167号

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第243条の2第1項の規定により次のとおり地方税等の収納の事務を委託したので、同条第2項及び島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第31条の3第1項の規定により告示する。

令和8年3月27日

島根県知事 丸 山 達 也

1 委託した歳入の種類

次に掲げる島根県税等

- (1) 自動車税
- (2) 自動車税種別割
- (3) 個人の事業税
- (4) 不動産取得税
- (5) 鉱区税
- (6) 軽油引取税
- (7) 県たばこ税
- (8) ゴルフ場利用税
- (9) 産業廃棄物減量税
- (10) 法人の県民税
- (11) 法人の事業税（地方法人特別税及び特別法人事業税を含む。）
- (12) 税以外の公金収入（法第243条の2の5第1項第2号の総務省令で定めるものを除く。）

2 委託した者の名称等

委託した者の住所又は事務所の所在地及び名称	委託した事務の内容
東京都江東区豊洲三丁目3番3号 株式会社NTTデータ	収納金及び収納情報の取りまとめ、県が指定する金融機関への収納金払込み及び県への収納情報の送付
東京都千代田区二番町8番地8 株式会社セブン-イレブン・ジャパン	直営店及び加盟店における島根県歳入の収納事務
東京都品川区大崎一丁目11番2号 株式会社ローソン	直営店及び加盟店における島根県歳入の収納事務
東京都港区芝浦三丁目1番21号 株式会社ファミリーマート	直営店及び加盟店における島根県歳入の収納事務
東京都千代田区岩本町三丁目10番1号 山崎製パン株式会社	直営店及び加盟店における島根県歳入の収納事務
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番1号 ミニストップ株式会社	直営店及び加盟店における島根県歳入の収納事務
広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1 株式会社ポプラ	直営店及び加盟店における島根県歳入の収納事務
東京都港区港南一丁目8番27号 株式会社しんきん情報サービス	マルチメディアキオスク端末を設置している加盟店における島根県歳入の収納事務

3 指定公金事務取扱者の指定をした日

令和8年2月9日

4 委託の開始年月日

令和8年2月9日

島根県告示第168号

島根県国民健康保険条例の規定により知事が定める国民健康保険事業費納付金の算定に必要な数（平成30年島根県告示第10号）の一部を次のように改正し、令和8年4月1日から施行する。

令和8年3月27日

島根県知事 丸 山 達 也

2の項中「0.8762715881877」を「0.8952333895344」に改め、4の項中「0.8775556930796」を「0.8946471630433」に改め、6の項中「0.9067331814722」を「0.9330818691200」に改め、7の項の次に次の2項を加える。

8 条例第25条の規定により知事が別に定める子ども・子育て支援納付金納付金所得係数は、0.8952333895344とする。

9 条例第28条の規定により知事が別に定める子ども・子育て支援納付金納付金被保険者均等割指数は、0.7とする。

島根県告示第169号

島根県保育士試験規程（昭和28年島根県告示第629号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月27日

島根県知事 丸 山 達 也

様式第1号を次のように改める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

島根県告示第170号

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により、次のとおり農地を利用する権利を設定すべき旨の裁定をしたので、同法第41条第3項の規定により告示する。

令和8年3月27日

島根県知事 丸 山 達 也

1 農地を利用する権利を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
出雲市上島町2895番	田	1,114
出雲市上島町2925番	田	360
出雲市上島町2929番	田	1,361
出雲市上島町2940番	田	1,186

2 農地を利用する権利の内容等

内容	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額（円）
水田として利用	令和8年4月1日	権利の始期から令和18年12月31日まで	88,462

3 農地を利用する権利が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

公益財団法人しまね農業振興公社 理事長 曾田 謙一郎 松江市黒田町432番地1

4 農地の所有者等の情報

農地の所在及び地番	所有者等
出雲市上島町2895番	嘉本 庄一
出雲市上島町2925番	嘉本 庄一
出雲市上島町2929番	嘉本 庄一
出雲市上島町2940番	嘉本 庄一

5 補償金の支払の方法

農地を利用する権利の始期までに松江地方法務局出雲支局に補償金を供託する。

島根県告示第171号

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により、次のとおり農地を利用する権利を設定すべき旨の裁定をしたので、同法第41条第3項の規定により告示する。

令和8年3月27日

島根県知事 丸 山 達 也

1 農地を利用する権利を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
出雲市東福町511番	田	1,064

2 農地を利用する権利の内容等

内容	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額（円）
水田として利用	令和8年4月1日	権利の始期から令和18年12月31日まで	58,520

3 農地を利用する権利が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

公益財団法人しまね農業振興公社 理事長 曾田 謙一郎 松江市黒田町432番地1

4 農地の所有者等の情報

農地の所在及び地番	所有者等
出雲市東福町511番	伊藤 富蔵

5 補償金の支払の方法

農地を利用する権利の始期までに松江地方法務局出雲支局に補償金を供託する。

島根県告示第172号

家畜人工授精師養成講習会規程（昭和62年島根県告示第500号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月27日

島根県知事 丸 山 達 也

様式第1号中

「

<p>島根県収入証紙貼り付け欄</p> <p>(消印しないこと。)</p>

(注) 1 該当する箇所の番号又は字句を○で囲むこと。

2 学歴中の「備考」欄には、卒業、中退又は卒業見込の別を記載すること。 」

を

「(注) 1 該当する箇所の番号又は字句を○で囲むこと。

2 学歴中の「備考」欄には、卒業、中退又は卒業見込の別を記載すること。 」

に改める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

島根県告示第173号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、浜田市土地改良区の定款変更を令和8年3月19日付
 けて認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和8年3月27日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県告示第174号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、令和8年3月12日付で県営土地改良事業に係
 る安来地区（見土路・部張工区）の換地処分をしたので、同条第10項において読み替えて準用する同法第54条第4項の規
 定により告示する。

令和8年3月27日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県告示第175号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、令和8年3月12日付けで県営土地改良事業に係る安来地区（福留工区）の換地処分をしたので、同条第10項において読み替えて準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

令和8年3月27日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県告示第176号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、令和8年3月12日付けで県営土地改良事業に係る三代地区の換地処分をしたので、同条第10項において読み替えて準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

令和8年3月27日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県告示第177号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第3項の規定により、江津市長から松川町市村地区における換地処分を令和8年3月12日付けで行った旨の届出があったので、同条第4項の規定により告示する。

令和8年3月27日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県告示第178号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和8年3月27日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 解除予定保安林の所在場所
雲南市大東町清田834-3
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 解除の理由
道路用地とするため

島根県告示第179号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、島根県資源管理方針に即して、するめいかに関する令和

8管理年度における知事管理漁獲可能性を次のように定めたので、同条第4項の規定により公表する。

令和8年3月27日

島根県知事 丸 山 達 也

するめいかに関する令和8管理年度における知事管理漁獲可能性

令和8年3月27日 公表

するめいかに関する令和8管理年度（令和8年4月1日から令和9年3月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能性は、次のとおりとする。

1 島根県に配分された漁獲可能性

現行水準

2 知事管理漁獲可能性

島根県するめいか漁業区分に係る知事管理漁獲可能性は、現行水準とする。

島根県告示第180号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、島根県資源管理方針に即して、くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和8管理年度における知事管理漁獲可能性を次のように定めたので、同条第4項の規定により公表する。

令和8年3月27日

島根県知事 丸 山 達 也

くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和8管理年度における知事管理漁獲可能性

令和8年3月27日 公表

くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和8管理年度（令和8年4月1日から令和9年3月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能性は、次のとおりとする。

第1 くろまぐろ（小型魚）

1 島根県に配分された漁獲可能性

107.1トン

2 知事管理漁獲可能性

知事管理漁獲可能性は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

知事管理区分	知事管理漁獲可能性
島根県くろまぐろ（小型魚）定置漁業	32.3トン
島根県くろまぐろ（小型魚）沿岸くろまぐろ漁業	71.4トン
島根県くろまぐろ（小型魚）その他の漁業	0.1トン

第2 くろまぐろ（大型魚）

1 島根県に配分された漁獲可能性

41.5トン

2 知事管理漁獲可能性

知事管理漁獲可能性は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

知事管理区分	知事管理漁獲可能性
島根県くろまぐろ（大型魚）定置漁業	38.1トン
島根県くろまぐろ（大型魚）沿岸くろまぐろ漁業	2.0トン
島根県くろまぐろ（大型魚）その他の漁業	0.0トン

島根県告示第181号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第25条の規定により告示する。

令和8年3月27日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 御津加入区（漁業協同組合 J F しまね）
- 2 平田市加入区（漁業協同組合 J F しまね）

島根県告示第182号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和8年3月27日

島根県知事 丸 山 達 也

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ゆめタウン浜田 島根県浜田市港町227番地1外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社イズミ 代表取締役社長 町田 繁樹 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号

(3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名	備 考
フジパンストアー（株）	愛知県名古屋市長瑞穂区松園町一丁目50番地	川端 賢二	
(株) マックハウス	東京都杉並区梅里一丁目7番7号	石野 孝司	
(株) TDモバイル	東京都港区浜松町一丁目30番5号	中川 景樹	

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名	備 考
フジパンストアー（株）	愛知県名古屋市長瑞穂区松園町一丁目50番地	杉本 誠	令和7年7月16日 代表者変更
ジーエット（株）	東京都杉並区梅里一丁目7番7号	石野 孝司	令和7年9月18日 名称変更
(株) ラネット	東京都豊島区東池袋一丁目18番1号	中川 景樹	令和7年9月1日 名称及び住所変更
(株) ENOVAエンターテイ	千葉県市川市市川一丁目7番15号	桶田 裕吾	令和7年8月1日

メント			入店
楽天トータルソリューションズ (株)	東京都世田谷区玉川一丁目14番1号	染川 芳宏	令和7年12月1日 入店

(4) 変更の年月日

上記一覧表のとおり

2 届出年月日

令和8年3月12日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

浜田市産業経済部商工労働課（浜田市殿町1番地）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第183号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があつたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和8年3月27日

島根県知事 丸 山 達 也

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ゆめタウン出雲 島根県出雲市大塚町620外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社イズミ 代表取締役社長 町田 繁樹 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号

(3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名	備 考
フジパンストアー (株)	愛知県名古屋市長瑞穂区松園町一丁目50番地	川端 賢二	

マツオインターナショナル (株)	東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目20番10号	松尾 憲久	
(株) タオル美術館	東京都新宿区四谷四丁目16番3号	越智 康行	令和7年6月22日 退店
(株) アダストリア	茨城県水戸市泉町三丁目1番27号	福田 三千男	
I T X コミュニケーションズ (株)	神奈川県横浜市西区南幸一丁目1番1号	高田 泰司	
(株) パルグループホールディングス	大阪府大阪市中央区道修町三丁目6番1号	松尾 勇	
(有) J A C K Y	福岡県福岡市博多区博多駅前三丁目27番25号	石川 直哉	

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名	備 考
フジパンストアー (株)	愛知県名古屋市長瑞穂区松園町一丁目50番地	杉本 誠	令和7年7月16日 代表者変更
マツオインターナショナル (株)	東京都渋谷区幡ヶ谷二丁目39番8号	松尾 憲久	令和7年9月1日 住所変更
(株) アンドエスティHD	茨城県水戸市泉町三丁目1番27号	福田 三千男	令和7年9月1日 名称変更
I T X コミュニケーションズ (株)	東京都港区港南二丁目15番3号	高田 泰司	令和8年3月2日 住所変更
(株) パルグループホールディングス	大阪府大阪市中央区道修町三丁目6番1号	児島 宏文	令和7年11月11日 代表者変更
(有) J A C K Y	福岡県福岡市博多区博多駅前三丁目17-1	石川 直哉	令和7年10月8日 住所変更

(4) 変更の年月日

上記一覧表のとおり

2 届出年月日

令和8年3月12日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

出雲市商工振興部商工振興課 (出雲市今市町70)

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所 (団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第184号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和8年3月27日

島根県知事 丸 山 達 也

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ゆめタウン斐川 島根県出雲市斐川町大字上直江1321番地外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社イズミ 代表取締役社長 町田 繁樹 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号

(3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名	備 考
(株) ネクサスエンタープライズ	大阪府大阪市中央区千日前一丁目4番8号	原本 憲一	令和7年8月1日退店
野村 美由記	島根県出雲市荻杼町539番地8	—	令和7年10月31日退店

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名	備 考
(株) ENOVAエンターテイメント	千葉県市川市市川一丁目7番15号	桶田 裕吾	令和7年8月1日入店

(4) 変更の年月日

上記一覧表のとおり

2 届出年月日

令和8年3月12日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

出雲市商工振興部商工振興課（出雲市今市町70）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

- ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地
 エ 意見の内容
 オ 意見を述べる理由
 (3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第185号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和8年3月27日

島根県知事 丸 山 達 也

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ゆめタウン益田 島根県益田市高津町イ1128番地112外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社イズミ 代表取締役社長 町田 繁樹 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号

(3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 (変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名	備 考
(株) 東京デリカ	東京都葛飾区新小岩一丁目48番14号	木山 剛史	令和7年4月2日 退店
(株) フジックス	島根県松江市西嫁島一丁目3番9号	中林 秀雄	令和7年8月25日 退店
(株) マックハウス	東京都杉並区梅里一丁目7番7号	石野 孝司	
(株) ネクサスエンタープライズ	大阪府大阪市中央区千日前一丁目4番8号	原本 憲一	令和7年8月1日 退店

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名	備 考
ジーエット (株)	東京都杉並区梅里一丁目7番7号	石野 孝司	令和7年9月18日 名称変更
(株) ENOVAエンターテイメント	千葉県市川市市川一丁目7番15号	桶田 裕吾	令和7年8月1日 入店

(4) 変更の年月日

上記一覧表のとおり

2 届出年月日

令和8年3月12日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

益田市産業経済部産業支援センター（益田市駅前町17-1）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第186号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があつたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和8年3月27日

島根県知事 丸山達也

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ゆめタウン江津 島根県江津市嘉久志町2306番地30

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社イズミ 代表取締役社長 町田 繁樹 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号

(3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名	備 考
フジパンストアー（株）	愛知県名古屋市長久区瑞穂区松園町一丁目50番地	川端 賢二	
高谷（株）	岡山県岡山市北区問屋町21番地101	近常 晃州	
（株）ネクサスエンタープライズ	大阪府大阪市中央区千日前一丁目4番8号	原本 憲一	令和8年8月1日退店

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名	備 考
フジパンストアー（株）	愛知県名古屋市長久区瑞穂区松園町一丁目50番地	杉本 誠	令和7年7月16日代表者変更
高谷（株）	岡山県岡山市北区問屋町21番地101	石井 直哉	令和7年4月24日

			代表者変更
(株) ENOVAエンターテイメント	千葉県市川市市川一丁目7番15号	桶田 裕吾	令和7年8月1日 入店

(4) 変更の年月日

上記一覧表のとおり

2 届出年月日

令和8年3月12日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

江津市商工観光課（江津市江津町1525番地）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第187号

島根県中小企業制度融資要綱（昭和47年島根県告示第239号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月27日

島根県知事 丸 山 達 也

別表一般融資の部一般資金の項中「1.45パーセント」を「1.55パーセント」に、「1.30パーセント」を「1.40パーセント」に改め、同部一般資金（経営者保証非提供枠）の項中「1.45パーセント」を「1.55パーセント」に、「1.30パーセント」を「1.40パーセント」に、「0.55パーセント」を「0.60パーセント」に、「2.05パーセント」を「2.10パーセント」に改め、同部小規模企業特別資金の項中「1.20パーセント」を「1.30パーセント」に改め、同部小規模企業育成資金の項中「1.35パーセント」を「1.45パーセント」に、「1.20パーセント」を「1.30パーセント」に改め、同表特別融資の部創業者支援資金の項中「1.25パーセント」を「1.35パーセント」に、「1.10パーセント」を「1.20パーセント」に改め、同部新事業展開強化資金の項中「1.35パーセント」を「1.45パーセント」に、「1.20パーセント」を「1.30パーセント」に改め、同部経営改善長期借換資金の項中「1.55パーセント」を「1.65パーセント」に、「1.40パーセント」を「1.50パーセント」に改め、同部協調支援型経営課題対応特別資金の項中「1.40パーセント」を「1.50パーセント」に、「0.23パーセント」を「0.30パーセント」に、「0.95パーセント」を「1.27パーセント」に改め、同部経営改善サポート資金の項中「1.65パーセント」を「1.75パーセント」に、「1.50パーセント」を「1.60パーセント」に、「0.3パーセント」を「0.4パーセント」に改め、同部再生支援資金の項中「2.25パーセント」を「2.35パーセント」に、「2.10パーセント」を「2.20パーセント」に改め、同表緊急融資の部セーフティネット資金の項中「1.35パーセント」を「1.45パーセント」に、「1.20パーセント」を「1.30パーセント」に改め、同部災害復旧資金の項中「1.35パーセント」を「1.45パーセン

ト」に、「1.20パーセント」を「1.30パーセント」に改め、同表の注の1中「令和8年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この告示による改正後の島根県中小企業制度融資要綱の規定（別表一般融資の部一般資金（経営者保証非提供枠）の項並びに特別融資の部協調支援型経営課題対応特別資金の項及び経営改善サポート資金の項に係るものに限る。）は、この告示の施行の日（次項において「施行日」という。）以後の保証申込みに係る融資について適用し、同日前の保証申込みに係る融資については、なお従前の例による。
- 3 この告示による改正後の島根県中小企業制度融資要綱の規定（前項に掲げるものを除く。）は、施行日以後の認定（保証承諾分を含む。以下この項において同じ。）に係る融資について適用し、同日前の認定に係る融資については、なお従前の例による。

島根県告示第188号

島根県企業立地促進資金融資要綱（平成3年島根県告示第718号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月27日

島根県知事 丸 山 達 也

第5条第2号中「0.80パーセント」を「0.90パーセント」に、「0.95パーセント」を「1.05パーセント」に改める。

附 則

- 1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県企業立地促進資金融資要綱の規定は、令和8年4月1日以後の通知に係る融資について適用し、同日前の通知に係る融資については、なお従前の例による。

島根県告示第189号

島根県ソフト産業等立地促進資金融資要綱（平成3年島根県告示第719号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月27日

島根県知事 丸 山 達 也

第5条第2号中「0.80パーセント」を「0.90パーセント」に、「0.95パーセント」を「1.05パーセント」に改める。

附 則

- 1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県ソフト産業等立地促進資金融資要綱の規定は、令和8年4月1日以後の通知に係る融資について適用し、同日前の通知に係る融資については、なお従前の例による。

島根県告示第190号

島根県中小企業育成振興資金融資要綱（平成4年島根県告示第451号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月27日

島根県知事 丸 山 達 也

第6条第1項第1号中「0.80パーセント」を「0.90パーセント」に、「0.95パーセント」を「1.05パーセント」に改める。

附 則

- 1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県中小企業育成振興資金融資要綱の規定は、令和8年4月1日以後の通知に係る融資について適用し、同日前の通知に係る融資については、なお従前の例による。

島根県告示第191号

島根県まち・ひと・しごと創生資金融資要綱（平成30年島根県告示第189号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月27日

島根県知事 丸 山 達 也

別表中「1.25パーセント」を「1.35パーセント」に、「1.10パーセント」を「1.20パーセント」に改める。

附 則

- 1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県まち・ひと・しごと創生資金融資要綱の規定は、令和8年4月1日以後の通知に係る融資について適用し、同日前の通知に係る融資については、なお従前の例による。

島根県告示第192号

解体工事業者登録簿閲覧規程（平成13年島根県告示第427号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月27日

島根県知事 丸 山 達 也

第6条中「に島根県手数料条例（平成12年島根県条例第5号）に規定する手数料額に相当する島根県収入証紙を貼付の上、」を「を」に改める。

別記様式を次のように改める。

別記様式（第6条関係）

解体工事業者登録簿
閲覧請求書

年 月 日

島根県知事 様

住所（所在地）
 申請者 フリガナ
 氏名（名称）
 （代表者職・氏名）

解体工事業者登録簿閲覧規程第6条の規定により、解体工事業者登録簿の閲覧を次のとおり請求します。

閲覧を請求しようとする解体工事業者の氏名又は名称及び登録番号	
氏名又は名称	
登録番号	島根県知事（登 ）第 号
備考	

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

島根県告示第193号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により、次のとおり電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定により告示する。

令和8年3月27日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	区 間	上り線又は下り線の別	指 定 年月日
一般国道	432号	松江市大草町861番1地先から同市大庭町80番5地先まで	上り線	令和8年 3月27日
		松江市大草町884番3地先から同市大庭町80番8地先まで	下り線	

訓 令

島根県訓令第1号

本 庁
松江県土整備事務所

布部ダム操作規則（平成13年島根県訓令第13号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月27日

島根県知事 丸 山 達 也

別表を次のように改める。

別表（第27条関係）

地 点 名	期 間	流量（毎秒立方メートル）
布部小水力取水堰堤	1月1日～12月31日	0.900
富田堰	1月1日～4月30日	1.502
	5月1日～6月15日	2.924
	6月16日～9月30日	2.535
	10月1日～12月31日	1.502

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、基本測量の実施について国土交通省国土地理院長から次のとおり通知を受けたので、同条第3項の規定により公告する。

令和8年3月27日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

基本測量（電子基準点測量）

2 作業期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 作業地域

松江市、浜田市、出雲市、益田市、大田市、安来市、江津市、雲南市、仁多郡奥出雲町、飯石郡飯南町、邑智郡邑南町、鹿足郡吉賀町、隠岐郡西ノ島町及び隠岐郡隠岐の島町地内

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について島根県知事から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和8年3月27日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業期間

令和8年4月1日から同年10月30日まで

3 作業地域

鹿足郡吉賀町椈谷地内

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和7年11月28日に終了した旨安来市長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和8年3月27日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業期間

令和7年10月28日から同年11月28日まで

3 作業地域

安来市伯太町須山福富地内

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和7年12月19日に終了した旨国土交通省中国地方整備局出雲河川事務所長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和8年3月27日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量（UAVレーザ測量）

2 作業期間

令和7年10月7日から同年12月19日まで

3 作業地域

出雲市全域及び雲南市全域

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和8年2月28日に終了した旨松江地方法務局長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和8年3月27日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業期間

令和7年11月21日から令和8年2月28日まで

3 作業地域

松江市西津田三丁目及び十丁目地内

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和8年3月11日に終了した旨浜田市長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和8年3月27日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量（空中写真撮影及び写真地図作成）

2 作業期間

令和7年2月13日から令和8年3月11日まで

3 作業地域

浜田市全域

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和8年3月16日に終了した旨島根県知事から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和8年3月27日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業期間

令和7年10月20日から令和8年3月16日まで

3 作業地域

益田市匹見町道川地内

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和8年3月27日

島根県知事 丸 山 達 也

1 開発区域

安来市今津町字西荒神525番1、525番2

面積 332.98平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

安来市飯島町262番2 クレープスK101

田中 勇

特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第9号）第133条の規定によりその例によることとされる物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和8年3月27日

島根県立中央病院病院長 小 阪 真 二

1 件名及び数量

島根県立中央病院緊急車両等運行管理業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

島根県立中央病院事務局総務部総務課 島根県出雲市姫原四丁目1番地1

3 落札者を決定した日

令和8年3月10日

4 落札者の氏名及び住所

北陽警備保障株式会社 代表取締役社長 松本 泰由 島根県松江市袖師町9番35号

5 落札金額

34,560,900円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例公告を行った日

令和8年1月27日

教 育 委 員 会 規 則

島根県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

令和8年3月27日

島根県教育委員会教育長 野 津 建 二

島根県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則を廃止する規則

島根県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（平成12年島根県教育委員会規則第1号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

島根県立八雲立つ風土記の丘条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月27日

島根県教育委員会教育長 野 津 建 二

島根県教育委員会規則第5号

島根県立八雲立つ風土記の丘条例施行規則の一部を改正する規則

島根県立八雲立つ風土記の丘条例施行規則（平成16年島根県教育委員会規則第33号）の一部を次のように改正する。

第6条を第7条とし、第5条を第6条とし、第4条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

（特別展の入館料）

第4条 条例別表備考1の委員会が定める額は、別表のとおりとする。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第4条関係）

特別展

区 分	個 人	団体（20人以上の場合をいう。）	
小学生、中学生及び高校生	無料	無料	
大学生	220円	1人につき	170円
その他の者	330円	1人につき	260円

様式第2号中「第4条関係」を「第5条関係」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

島根県立古代出雲歴史博物館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月27日

島根県教育委員会教育長 野 津 建 二

島根県教育委員会規則第6号

島根県立古代出雲歴史博物館条例施行規則の一部を改正する規則

島根県立古代出雲歴史博物館条例施行規則（平成17年島根県教育委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項及び第2項中「規則」を「教育委員会規則」に改める。

第7条を第11条とし、第6条を第10条とし、第5条を第8条とし、同条の次に次の1条を加える。

（観覧料の還付）

第9条 条例第15条ただし書の委員会が特に必要があると認めるときは、次の各号に掲げるときとする。

- (1) 天災により観覧できなくなったとき。
- (2) 不慮の事故等により観覧できなくなったとき。

第4条第1項中「準ずる者」の次に「（以下「児童等」という。）」を加え、同条を第7条とし、第3条の次に次の3

条を加える。

(企画展の観覧料)

第4条 条例別表第1の委員会が定める額は、別表第1のとおりとする。

(企画展の前売観覧料)

第5条 前条の規定にかかわらず、前売観覧券を発行する場合の観覧料の額は、別表第2のとおりとする。

2 前項の前売観覧券を一括して購入したときは、次の各号に掲げる区分に応じ、前売観覧券の合計額から当該前売観覧券の合計額に当該各号に定める割合を乗じて得た額を差し引くものとする。

(1) 当該前売観覧券の枚数が100枚以上499枚以下の場合 1割

(2) 当該前売観覧券の枚数が500枚以上の場合 2割

(年間観覧料)

第6条 条例別表第2の委員会が定める額は、別表第3のとおりとする。

附則の次に別表として次の3表を加える。

別表第1 (第4条関係)

区 分		観覧料の額(1人1回につき)		
		個人の場合	団体(20人以上の場合をいう。)の場合	割引制度に該当する場合
企画展(テーマ研究展示を除く。)	児童等	330円	260円	290円
	大学の学生又はこれに準ずる者(以下「大学生」という。)	550円	440円	490円
	その他の者(以下「一般」という。)	1,100円	880円	990円
テーマ研究展示	児童等	220円	170円	190円
	大学生	440円	350円	390円
	一般	770円	610円	690円

備考 「テーマ研究展示」とは、教育庁職員の研究成果を中心に構成する企画展をいう(次表において同じ。)

別表第2 (第5条関係)

区 分		前売観覧料の額(1人1回につき)	
		企画展のみ	常設展共通
企画展(テーマ研究展示を除く。)	児童等	260円	350円
	大学生	440円	620円
	一般	880円	1,150円
テーマ研究展示	児童等	170円	260円
	大学生	350円	530円
	一般	610円	880円

別表第3 (第6条関係)

区 分	年間観覧料の額
児童等	550円
大学生	1,100円
一般	1,650円

様式第2号中「第4条関係」を「第7条関係」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

島 根 県 警 察 本 部 告 示**島根県警察本部告示第2号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により次のとおり事務を委託したので、同条第2項及び島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第31条の3第1項の規定により告示する。

令和8年3月27日

島根県警察本部長 中 村 振一郎

1 委託した者の名称及び住所又は事務所の所在地

- (1) 学校法人島根自動車学園
島根県出雲市塩冶町278-1
- (2) 株式会社平田自動車教習所
島根県出雲市国富町843-3
- (3) 株式会社松江浜乃木自動車教習所
島根県松江市浜乃木三丁目5番2号
- (4) 株式会社コガワ計画
島根県益田市安富町3330-1
- (5) 一般社団法人浜田自動車協会
島根県浜田市河内町1931番地
- (6) 有限会社難波支店
島根県雲南市木次町里方489-1
- (7) 学校法人東雲学園（島根自動車学校）
鳥取県鳥取市里仁97-1（島根県松江市西津田五丁目23番23号）
- (8) 株式会社安来ドライビングスクール
島根県安来市荒島町1774番地3
- (9) 株式会社松江城北自動車教習所
島根県松江市春日町698
- (10) 有限会社石見自動車教習センター
島根県邑智郡邑南町中野3605番地5
- (11) 株式会社出雲高等自動車教習所
島根県出雲市上塩冶町2486

2 委託した歳入の種類及び事務の内容

島根県警察が取り扱う手数料の徴収事務

3 指定公金事務取扱者の指定をした日

令和8年3月17日

4 委託の開始年月日

令和8年4月1日

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第47条第1項の規定により、松江市に代わって公営住宅及び共同施設の管理を次のとおり行うこととしたので、同条第2項の規定により公告する。

令和8年3月27日

島根県住宅供給公社理事長 糸 賀 克 巳

- 1 松江市に代わって公営住宅及び共同施設の管理を行う地方住宅供給公社の名称
島根県住宅供給公社
- 2 松江市に代わって管理を行う公営住宅及び共同施設の名称
松江市営住宅条例（平成17年松江市条例第332号）別表第1に掲げる市営住宅及び別表第3に掲げる共同施設
- 3 松江市に代わって行う公営住宅及び共同施設の管理の内容
 - (1) 松江市営住宅条例に規定する事務のうち次に掲げるもの

条 項	事 務 の 内 容
第4条	入居者公募の方法に関する事務
第5条	公募の例外に関する事務
第8条第2項及び第3項	入居の申込み及び決定に関する事務
第9条第2項から第4項まで	入居者の選考に関する事務
第10条	入居補欠者に関する事務
第11条第2項から第4項まで	市営住宅入居の手続に関する事務
第12条	同居の承認に関する事務
第13条	入居の承継に関する事務
第21条第2項及び第3項	修繕費用の負担に関する事務
第27条	市営住宅他用途併用承認に関する事務
第28条	市営住宅等模様替・形状変更承認に関する事務
第32条第1項及び第4項	高額所得者に対する明渡請求に関する事務
第34条	住宅のあっせん等に関する事務
第35条第1項	期間通算に関する事務
第36条	収入状況の報告の請求等に関する事務
第41条第1項	住宅の検査に関する事務
第42条第1項及び第3項から第6項まで	住宅の明渡請求に関する事務
第43条第1項及び第3項	市営住宅監理員及び市営住宅管理人に関する事務
第46条	駐車場の使用許可に関する事務
第51条第1項	使用許可の取消し等に関する事務

- (2) 松江市営住宅の家賃及び駐車場使用料の収納に関する事務
- (3) 松江市営住宅の家賃及び駐車場使用料の納付指導に関する事務
- 4 松江市に代わって公営住宅及び共同施設の管理を行う期間
令和8年4月1日から令和11年3月31日までの期間

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第47条第1項の規定により、隠岐の島町に代わって公営住宅及び共同施設を次のとおり管理することとしたので、同条第2項の規定により公告する。

令和8年3月27日

島根県住宅供給公社理事長 糸 賀 克 巳

1 隠岐の島町に代わって公営住宅及び共同施設の管理を代行する地方住宅供給公社の名称
島根県住宅供給公社

2 隠岐の島町に代わって住宅の管理を代行する公営住宅
隠岐の島町公営要木団地外20団地及び共同施設

3 隠岐の島町に代わって行う公営住宅の管理の内容

(1) 隠岐の島町公営住宅管理条例（平成16年隠岐の島町条例第193号）に規定する事務のうち次に掲げるもの

条 項	事 務 の 内 容
第4条	入居者の公募の方法に関する事務
第5条	公募の例外に関する事務
第8条	入居の申込み及び決定に関する事務
第9条	入居者の選考に関する事務
第10条	入居補欠者に関する事務
第11条	住宅入居の手続に関する事務
第12条	同居の承認に関する事務
第13条	入居の承継に関する事務
第21条第2項及び第3項	修繕費用の負担に関する事務
第25条	公営住宅等使用休止届に関する事務
第27条	公営住宅の他用途併用承認に関する事務
第28条	公営住宅の模様替（増築）承認に関する事務
第32条第1項及び第4項	高額所得者に対する明渡請求に関する事務
第34条	住宅のあっせん等に関する事務
第35条第1項	期間通算に関する事務
第36条	収入状況の報告の請求等に関する事務
第41条第1項	住宅の検査に関する事務
第42条第1項及び第3項から第6項まで	公営住宅の明渡請求に関する事務
第55条第1項及び第3項	公営住宅監理員及び公営住宅管理人に関する事務
第56条	立入検査に関する事務

(2) 隠岐の島町公営住宅の家賃の収納に関する事務

(3) 隠岐の島町公営住宅の家賃の納付指導に関する事務

4 隠岐の島町に代わって公営住宅及び共同施設の管理を行う期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日までの期間

正 誤

令和7年3月28日付け島根県報号外第30号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
23	下から16	。」	。)
24	下から15	7項	第7項

令和7年3月28日付け島根県報号外第30号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
41	下から7	。』	。)